

豊中市 創業支援事業計画の概要

1. 概要

豊中市では、平成23年度に策定した豊中市中小企業チャレンジ促進プランに基づき、様々な業種・テーマを対象に事業者を支援し、チャレンジに踏み出す事業者を増やしていくことを目的に、施策を展開している。その柱の一つとして、市と豊中商工会議所が連携してとよなか起業・チャレンジセンターを運営し、起業家を中心として、市内事業者を支援している。

この支援をより効果的に展開するため、豊中市と豊中商工会議所、日本政策金融公庫十三支店、とよなか起業・チャレンジセンターの連携4機関は、各々の創業支援メニューを自在に利用できるようナビゲート(道先案内)する「とよなか創業ナビ」を実施する。

創業を思い立つ段階から、起業し、さらに事業を軌道に乗せるまでの各々のタイミングで、どんな支援メニューがどこで受けられるのか、各々の支援メニューの詳細、最新の情報をすぐにワンストップで入手できるよう、ホームページの開設・運営や、チラシを作成し、PRに努める。

各機関では、相談者(創業者)の内容、状況に応じて、より適切な支援機関を紹介する。

<特定創業支援事業>

- 「特定創業支援を受けたことの証明書」発行の対象とする支援事業

豊中市、豊中商工会議所、日本政策金融公庫十三支店、とよなか起業・チャレンジセンターで、各支援機関単独又は組み合わせによる継続的な相談・個別支援を受ける。(目安は1箇月以上にわたり4回以上で、経営、財務、人材育成、販路開拓の知識が身につく支援を受けること。)

- 証明書発行方法

『とよなか創業ナビ』の連携4機関による「特定創業支援修了認定審査会」を設置し、上記支援事業を修了した創業者について「証明書」発行の審査を行う。

- 証明書発行の基準(以下の4点について要該当)

1. 創業に対する心構え、思案・行動すべきこと、交渉・相談相手を整理して理解・認識している
2. 支援機関の支援を利用した経験を持ち、支援機関の活用方法について理解・認識している
3. 経営、財務、人材育成、販路開拓(販売の方法)の知識が身につく支援を受けている
4. 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められる事業や、暴力団等の反社会的勢力ではない

2. 全体像

※下線は特定創業支援事業

